

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律」の施行と今後の課題

相 川 貴 文

I はじめに

新聞は、次のように報じている。

日本人の五人に一人が65歳以上の高齢者となった。日本の老年人口（65歳以上）の割合が21.0%で世界最高になる一方、年少人口（15歳未満）は13.6%で最低となったことが、総務省が30日に公表した2005年国勢調査の抽出速報集計結果で明らかになった。

日本の総人口1億2776万人の内訳は、年少人口1740万人、15-64歳の生産年齢人口8337万人、老年人口2682万人。2000年の前回調査に比べて老年人口が481万人の大幅増、年少人口は107万人の減少となった。

少子・高齢化が、世界で最も深刻な状態となっている現状が浮かび上がった¹⁾。

高齢者の増加に伴って、当然認知症高齢者も増えてくる。今後の団塊世代の高齢化でこれから10年後には、介護が必要な認知症の人は今より約80万人増え、2030年には「高齢者の10人に1人」の時代がやってくるという²⁾。

このような状況において、認知症高齢者をめぐる虐待事件³⁾や殺人・心中事件⁴⁾が後を絶たない。介護疲れからくる殺人や無理心中は「究極の虐待＝介護地獄」⁵⁾ともいえるであろう。家庭内で虐待を受けた高齢者の6割は介護が必要な認知症との調査結果が報告されており⁶⁾、高齢者虐待の中で「生命にかかわる危険な状態」に至る事例が全体の1割を越えるというきわめて深刻な実態がある⁷⁾。

憲法は国民一人ひとりの生存権と幸福追求権を保障し（25条、13条）、社会福祉法は、福祉サービスの基本理念として、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の自立を支援するものとして良質かつ適切なものでなければならないと定めている（3条）。児童虐待や配偶者間暴力は許されない一種の「犯罪」であるが、同時に高齢者虐待も人間の尊厳を著しく毀損する重大な人権侵害である。憲法や社会福祉法の理念を実現するためには、ぜひとも児童虐待や高齢者虐待などを防止し排除していかなければならない。

筆者は先に、高齢者虐待をなくすには、強制力を持った法律による対応が必要であるとして、「高齢者虐待防止法」の制定の必要性を訴えてきた⁸⁾。

「児童虐待の防止等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」はすでに制定されていたが、家庭や施設などで起きる高齢者虐待の深刻な実態が明らかになり、これに対処するために第163回国会で「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が成立した。いわゆる議員立法であり、2006年4月1日より施行されている。

本稿では、この法律の内容を概観したうえで、この法律の生かし方について検討することにする。

II 法律の目的と定義

1 法律の目的

本法は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することがきわめて重要であることなどにかんがみ、高齢者虐待の防止などに関する国などの責務、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図るなど養護者に対する支援のための措置などを定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とされている（1条）。

2 高齢者虐待の定義

- ① 本法において「高齢者」とは、65歳以上の者をいうとされる（2条1項）。
- ② 本法において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者など（養介護施設の業務に従事する者および養介護事業において業務に従事する者 —2条5項1号・2号参照—）ではないものをいうとされている（2条2項）。
- ③ 本法において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待および養介護施設従事者などによる高齢者虐待をいうとされている（2条3項）。
- ④ 本法において「高齢者虐待」とは次のような行為をいうとされている。
 - イ、高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること（身体的虐待）
 - ロ、高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置など養護を著しく怠ること（ネグレクト）
 - ハ、高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）
 - ニ、高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）
 - ホ、高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行と今後の課題

(経済的虐待)

(以上2条4項、5項)。

このほかに、

- イ、養護者が養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待を放置すること
(2条4項1号ロ)
- ロ、高齢者の親族が経済的虐待を行うこと(同4項2号)
- ハ、養介護施設従事者などが、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること(同5項1号ロ、同2号)

も高齢者虐待として規定されている。

ここでは、虐待の態様は「身体的虐待」、「心理的虐待」、「経済的虐待」、「ネグレクト」、「性的虐待」の五つに分類されている⁹⁾。

ここで高齢者虐待を行う可能性のあるもの(高齢者虐待の加害者)として、養護者と養介護施設従事者などが考えられているが、さらに養護者が同居人による虐待を放置することが高齢者虐待になるとしている点は、児童虐待防止法の改正(2004年10月1日施行)で同居人による虐待の放置を児童虐待としたのと同様の趣旨であろう。

経済的虐待の加害者として、養護者だけでなく親族をも対象としたのは、親族による経済的搾取その他の経済的虐待の可能性が考えられるからである¹⁰⁾。

性的虐待について、東京都東大和市の特別養護老人ホーム「さくら苑」で、1月、夜勤でおむつ交換中の男性職員二人が、認知症の女性入居者に性的な行為を求める発言をしていたことが5日明らかになった。家族がとった録音テープで発覚したという¹¹⁾。この事件は、福祉関係者に大きな衝撃を与えたが、これはまさにここでいう性的虐待にあたる。

なお、認知症の人に対する同意のない性交渉を性的虐待とすることについては、「本人との合意の有無を問わず」とすべきであるという見解があるが¹²⁾、認知症などで合意の意味が理解できない場合があることなどを考えると、もっともである。

任意後見契約をした司法書士が、法外な報酬を受け取っていたという事例もある¹³⁾。ここでは、加害者は養護者やその親族ではなく、養介護施設従事者などでもないのに、形式的には高齢者虐待にあたらぬが、実質的には立派な高齢者虐待に該当するであろう。

Ⅲ 養護者による高齢者虐待の防止・養護者に対する支援

1 通報義務・届け出

本法の大きな特徴は、虐待された高齢者を発見した者に通報義務を課したことである。

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないとしている

(7条1項)。この場合は、当該高齢者を緊急に保護する必要があることから、発見者に地域包括支援センターなどへの通報を義務づけたものである。

この場合のほか、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するように努めなければならないとした(いわゆる努力義務・7条2項)。

養護者による虐待を受けた高齢者がみずから届け出ることにもできる(9条1項)。

本法は、このような通報をしたことによって秘密漏示や守秘義務違反の責任を問われることがないように、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、(上記)通報をすることを妨げるものと解釈してはならない」(7条3項)として、通報が行われやすくしている。これは、隠蔽されがちな高齢者虐待の早期発見に有用であろうと思われる。

市町村が、上記通報または届け出を受けた場合においては、当該通報または届け出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報または届け出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとしたのも(8条)、同様の趣旨である。

2 通報を受けた場合の市町村の対応

虐待の通報を受けた市町村はこれに対応しなければならない。そのために、「地域包括支援センター」を高齡者虐待に関する相談・指導・助言や通報のための窓口として位置づけるなどの対応策が定められている。

① 協議

市町村は、地域包括支援センターなどの対応窓口を通して上記通報または届け出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報または届け出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者(高齢者虐待対応協力者)とその対応について協議を行うものとされる(9条1項)。

そのために、市町村は、虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、および養護者に対する支援のため、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、介護保険法の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体などとの連携協力体制を整備しなければならないことになっている(16条)。

特に、改正介護保険法(2006年4月1日施行)により、被保険者が要介護状態となることを予防(介護予防)するために必要な援助を行う事業などを実施するために市町村に設置されることになった地域包括支援センターは、被保険者に対する虐待の防止およびその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のために必要な援助を行う事業を実施することとされている(115条の39第1項、2項、3項、115条の38第1項4号)。地域包括支援センターは高齢者虐待にも対応すべき任務が与えられたのである。

高齢者虐待が発見されたときは、この地域包括支援センターが中心となり、高齢者虐待対応協

力者などと対応を協議することになる。

また、市町村長は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、相談、指導および助言、通報または届け出の受理、高齢者の安全の確認その他通報または届け出にかかる事実の確認のための措置、ならびに養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部または一部を委託することができることになっている（17条1項）。これによって、市町村内にこのような対応をすることができる多くの拠点がおかれるようになった。

これらの組織が情報を共有し連携することによって高齢者や養護者に目配りをし、虐待を防ぐ役割が期待される。高齢者の身近なところにこのような組織が存在することは人々に安心を与えることになるであろう。虐待問題への対応は、早期発見が何より大事であるが、この地域包括支援センターおよび高齢者虐待対応協力者の対応が注目される場所である。高齢者虐待対応協力者は、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるように特に配慮しなければならないことになっている（16条）。

さらに、これらの組織が十分にその機能を発揮するためには、地域住民にその存在を十分に周知させておく必要がある。

市町村は、高齢者虐待の防止、通報または届け出の受理、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援などに関する事務についての窓口となる部局および高齢者虐待対応協力者の名称を明示することなどにより、これを周知させなければならないことになっている（18条、なお21条5項参照）。

② 入所と面会制限

本法では、虐待された高齢者を保護するために施設への入所の措置をとることになっている。市町村または市町村長は、上記通報または届け出があった場合は、虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設などに入所させるなど、適切に、老人福祉法の規定による措置を講じ、または、適切に、同法の規定により成年後見開始の審判の請求をするものとされている（9条2項）。

「入所」は、いわゆる「引き離し」であるが、虐待者と高齢者の「早期の分離」が解決の糸口になっているといわれる。しかし、高齢者本人が、「施設入所はしたくない」などと現状を受け入れようとしたり、「長年住み慣れた家から加害者が出て行くのではなく、なぜ自分が施設に行かなくてはならないのか」など確かに本人にとって納得がいかないこともある¹⁴⁾。

本人に虐待されているという認識がなく、養護者に虐待をしているという認識がないことが虐待を増幅させる。ここでは、虐待者に虐待を気づかせることが必要になる。

さらに市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定により特別養護老人ホームなどへの入所の措置をとるために必要な居室を確保するための措置を講じなければ

ならないとされている（10条）。

緊急措置に関する居室の確保はそのときになってからでは遅いから、事前に用意できておればなおよいであろう。事前にキープしておくことは現実にはなかなか難しいのかもしれないが。

養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定により特別養護老人ホームなどへの入所の措置がとられた場合、市町村長または当該養介護施設の長は、高齢者虐待の防止および当該高齢者の保護の観点から、虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる（13条）。虐待を受けた高齢者は、面会人が加害者であることすら判断できないこともあり、引き取られることに同意するようなことがあれば同じことの繰り返しになるから、面会の制限はやむをえないであろう。これは、虐待者に対して「気づき」を示唆することにもなるであろう。

③ 立ち入り調査

本法では、市町村長は、高齢者の自宅や居所に立ち入り調査することができるようになっている。市町村長は、養護者による虐待により高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員に、当該高齢者の住所または居所に立ち入り、必要な調査または質問をさせることができる（11条1項）。

正当な理由がなく立ち入り調査を拒み、妨げ、忌避し、質問に答えず、虚偽の答弁をし、高齢者に答弁をさせず、あるいは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることになっている（30条）。

また、市町村長は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察署長に対し援助を求めことができ、高齢者の生命または身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならないことになっている（12条1項、2項）。警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命または身体の安全を確保するために必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならないとされている（12条3項）。これは、市町村長から援助を求められたときに、警察がそれに協力するという形になっているが、虐待によって高齢者の生命や身体に危害がおよぶおそれがあると考えられる場合に、警職法の積極的活用によって、立ち入りの必要性の有無を警察が独自に判断して、必要に応じて虐待が疑われる住所または居所に立ち入ることを認めてよいのではないかと思われる（警職法6条参照）。改正児童虐待防止法において、警察官の強制立ち入りが見送られたのは、「一步間違えば、人権侵害になる」などの慎重論が出たためといわれるが¹⁵⁾、児童虐待についても警職法の積極的活用がありうるのではなからうか。

従来、「警察は家庭に入らず」といわれてきたが、虐待の実態は警察官の強制立ち入りを必要

とするほど深刻になってきているのである。

④ 養護者への支援

市町村は、第6条に規定する相談、指導および助言のほか、特に養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導および助言その他必要な措置を講ずるものとされる（14条1項）。

家庭内での虐待を防止するには、高齢者と養護者との過去の人間関係など複雑な原因にまでさかのぼった取り組みが必要となる。

虐待理由のひとつである「介護疲れ」では、加害者は相当にダメージを受けている。介護疲れなどで虐待の加害者となりやすい養護者の負担を軽減するための施策も重要となる。「京都」の事件（注4参照）では経済力がなかったことも原因のひとつであったと思われる。

養護者による虐待を防止するには、養護者の現状を把握し養護者が孤立しないよう支援することが必要となる。「高齢者虐待防止法の『養護者の支援』の規定では、養護者の負担軽減のために相談、指導および助言、その他必要な措置を掲げており、その際には、虐待への自覚を気付かせることを基本に、加害者自身の心の不安定さを解消することから始めなければならない」という¹⁶⁾。

市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らし、その養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に、高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室の確保のための措置を講ずるものとされている（14条2項）。

⑤ 市町村の権限の強化

高齢者虐待防止法は、すでに見たように、市町村に次のような権限を与えている。

イ、高齢者および養護者に対する相談、指導および助言を行うこと

ロ、通報または届け出にかかる高齢者の安全の確認その他事実の確認のための措置を講ずるとともに、高齢者虐待対応協力者とその対応について協議すること

ハ、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときの高齢者宅への立ち入り調査権（立ち入り調査を拒み、妨げ虚偽の答弁などをした場合は30万円以下の罰金）

ニ、必要があると認める場合の警察署長への援助要請あるいは援助要請義務

ホ、虐待された高齢者の保護のための施設への入所の措置

ヘ、高齢者保護のため、高齢者と虐待を行った養護者との面会の制限

ト、虐待を受けた高齢者の入所の措置を取るために必要な居室の確保

チ、養護者の負担軽減のための支援措置

このように、高齢者虐待の防止や虐待が行われた場合の対応について、市町村の指導・監督権限の強化がはかられ、市町村の役割が大変重要になっている。

IV 養介護施設従事者などによる虐待の防止

1 通報・届け出

本法は、養護者による虐待防止のための通報制度のほか、老人福祉法に規定する老人福祉施設もしくは有料老人ホームおよび介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設もしくは地域包括支援センター（以上養介護施設）の業務に従事する者および老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業および介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業もしくは介護予防支援事業（以上養介護事業）において業務に従事する者（両者あわせて養介護施設従事者など）による虐待防止のための通報制度を定めた。

養介護施設従事者などは、当該養介護施設または養介護事業において業務に従事する者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないとした（21条1項）。

これは、特に自分が従事する施設や業務において他の職員による虐待を発見した場合に、その職員が虐待を通報することを義務づけたものである。

この場合のほか、養介護施設従事者などによる虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないとした（21条2項）。

これは、たとえば高齢者に面会に来た家族が虐待に気づいた場合のように、虐待発見者が誰であるかを問わず、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、通報を義務づけたものである。

これらの場合のほか、養介護施設従事者などによる虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないとした（21条3項）。

これは、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じていない場合のことであり、そのためにいわゆる「努力義務」とどめたものである。

養介護施設従事者などによる虐待を受けた高齢者は、みずからその旨を市町村に届け出ることができることになっている（21条4項）。

市町村は、21条1項から3項の規定による通報および同4項の規定による届け出を受けたときは、当該高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設または養介護事業所の所在地の都道府県に報告しなければならないことになっている（22条1項）。

上記通報が法の趣旨どおりに行われやすくなるように、本法は、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は上記通報を妨げるものと解釈してはならないと規定し（21条6項）、さらに、養介護施設従事者などは上記通報をしたことを理由として解雇その他不利益な

取り扱いを受けることはないとして（21条7項）、身分保障をもって通報がなされやすいように配慮している。これはかなり踏み込んだ規定といえるであろう。

市町村が上記通報または届け出を受けた場合においては、当該通報または届け出を受けた市町村の職員は、その職務上知りえた事項であって当該通報または届け出をした者を特定させるものを漏らしてはならないことになっている。都道府県が市町村から高齢者虐待に関する事項について報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県職員についても同様とされている（23条¹⁷⁾。

2 通報などを受けた場合の措置

市町村が21条1項から3項までの規定による通報もしくは4項の規定による届け出を受け、または都道府県が22条1項の規定による報告を受けたときは、市町村長または都道府県知事は、養介護施設の業務または養介護事業の適正な運営を確保することにより、高齢者虐待の防止および当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法または介護保険法の規定による権限を適切に行使しなければならないとされている（24条）。

権限の行使のひとつに立ち入り調査がある。

さきの「さくら苑」の事件について、新聞は次のように報じている——東京都は、虐待が繰り返されていた可能性もあるとして近く立ち入り調査する。都と東大和市、女性の住所がある世田谷区は、4月に施行された高齢者虐待防止法の「性的虐待」にあたりと判断し今月4日、施設を運営する社会福祉法人多摩大和苑に女性の安全確保と事実確認を指示、都は近く緊急の立ち入り調査をし、ほかに虐待行為がなかったかなどを確認する方針だ——¹⁸⁾。

しかし、認知症でうまく意見が伝えられない高齢者が入居している特別養護老人ホームのように、内部が見えにくい施設では内部での虐待を発見し確認するのは容易なことではないであろう。職員同士がかばい合うことから、内部調査にも限界がある。

「さくら苑」の事例でも、家族が社会福祉協議会などに苦情を訴えたが、「虐待は確認できない」との結果だったというし、家族の訴えを受けた東京都の立ち入り調査（2004年6月）でも虐待の裏づけはとれず、男性職員は、録音テープで自分の声を聞くまで行為を認めなかったという¹⁹⁾。

また、新聞によれば、——岡山市内の特養ホームでも入所者虐待の疑いがあるとして岡山県と岡山市が立ち入り検査したが、ホーム側は「内部調査したが虐待は確認できなかった」と説明。嘱託医は「再三、改善を促したが受け入れられなかった」として8月末で辞任。「虐待の疑いがある」との情報を得て、県と市は9月26日に立ち入り検査し、10月3日までに報告書提出を求めている——という²⁰⁾。

市町村や都道府県は、老人福祉法および介護保険法で定められている監督権限を適切に行使しなければならない。これまで行政は、法的な根拠がないと踏み込んで対応することに躊躇する傾向がみられたが、今回の法律の制定では、都道府県知事や市町村長は老人福祉法または介護保険法による監督権限の行使が義務づけられたことから、積極的な対応が望まれる。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行と今後の課題

本法では、養介護施設従事者などによる高齢者虐待があった場合について、老人福祉法または介護保険法の規定による監督権限の行使を定めているので、養護者による高齢者虐待の場合と異なって、警察に関する規定はおかれていない²¹⁾。

3 虐待状況の公表

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者などによる高齢者虐待の状況およびそれに対してとった措置について公表するものとされる（25条）。

V 法律を生かすための施策

高齢者虐待防止法は制度としては一応整備された法律ではあるが、これからは、高齢者虐待を防止し、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護および養護者に対する支援を行うために、この法律をどのように機能させるのかその方策を考えておくことが必要になる。本法は、次のような方策を定めている。

1 国、地方公共団体および国民の責務

- ① 国および地方公共団体は、関係機関および民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備し（3条1項）、専門的な人材の確保および資質の向上のための措置を講じ（3条2項）、高齢者虐待にかかる通報義務、人権侵犯事件にかかる救済制度などについて必要な広報その他の啓発活動を行うこととされる（3条3項）。
- ② 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援などの重要性に関する理解を深めるとともに、国または地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援などのための施策に協力するよう努めなければならないとされる（4条）。
- ③ 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体および養介護施設従事者など、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされる（5条1項）。
- ④ 前項に規定する者は、国および地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動および虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならないとされる（5条2項）。

2 市町村による相談、指導および助言

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止および虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者および養護者に対して相談、指導および助言を行うものとされる（6条）。

3 養介護施設従事者などによる高齢者虐待の防止などのための措置

養介護施設の設置者または養介護事業を行う者は、養介護施設従事者などの研修の実施、当該施設に入所し、施設を利用し、養介護サービスの提供を受ける高齢者およびその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者などによる高齢者虐待の防止などのための措置を講ずるものとされる（20条）。

これは、養介護施設従事者などによる高齢者虐待を防止し質の高いサービスを提供するために、施設経営者が事前にリスクマネジメントとしてスタッフに虐待を防ぐための研修を実施する必要性を述べたものである。高齢者の生命と健康を預かる養介護施設そのもののあり方として、人間の尊厳を大切に考える優れた人材の確保・育成とそのための待遇改善が望まれる。

最近、景気が回復し、労働条件のよい他の職場に人材が流れているといわれる。これは由々しき事態といわなければならない。

腰は痛くなるし、ときにはストレスもたまる。福祉には昼も夜もない。判断力が衰え、意思表示ができず、人の言うことの聞き分けができない認知症高齢者の心身の状況に常に注意を払いつつ介護を続けなければならない仕事は実に過酷で骨が折れる。

しかし、「大変な仕事」というだけではすまされない。高齢者に対して人間らしい尊厳を有する存在としての暮らしを支援し、高齢者の人権を守る重大な使命をおびた責任の重い職務である。仕事のきつさとそれに見合わない給与水準など労働条件は改善されなければならない。それが養介護施設や養介護事業における高齢者虐待を防止することにつながる重要な要件のひとつとなるであろう。苦情処理体制の整備が不可欠であることはいうまでもない。

4 財産上の不当取引による被害の防止など

市町村は、第3者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引による高齢者の被害について、相談に応じ、または関係機関を紹介するものとされる（27条1項）。

—消費者金融が、認知症の男性の所有不動産を担保に計510万円を貸し付けたのは無効だとし、遺族が同社を相手取り、利息分の返還や慰謝料など約195万円の支払いを求める訴えを大阪地裁に起こす。遺族側は、「(会社は)認知症のために判断能力を欠いていると知りながら不当な契約を結んだ」、「(会社は)認知症で判断能力を欠いているのを利用し、不当な契約を結ばせた」と主張している—という報道もある²²⁾。

5 成年後見制度の利用促進

国および地方公共団体は、高齢者虐待の防止および高齢者虐待を受けた高齢者の保護ならびに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止および救済を計るため、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならないとされる（28条）。本法は、養護者やその親族による経済的虐待を禁じたが、高齢者と関係のない第三者による資産搾取などの権利侵害を予防するために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など福祉サービスの利用者を見守り支援する制度の活用も積極的に進める必要がある²³⁾。

VI むすび

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援などのための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況などを勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされている（付則3項）。

そのためには、まず地域住民に必要な情報を機会あるごとに十分提供し、相談、通報、その窓口など高齢者虐待防止法の仕組みや成年後見、地域福祉権利擁護事業などの制度をことごとく詳細にわかりやすく説明して制度の趣旨をよく知ってもらう必要がある。そうすれば、地域住民の協力を得てその力を活用することができるようになる。

社会福祉法は、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定している（4条）。

地域力をたかめ、高齢者や養護者を孤立させないためには、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、医師、保健師、弁護士、警察、保健所、学校、居宅介護支援センター、自治会、福祉ボランティア、福祉NPOなど地域のさまざまな専門機関や市民団体の力を活用した地域の支援ネットワークづくりが不可欠である。それはかつて存在した「地域力」をもう一度復活させることにもなるであろう。

誰もが当事者になる可能性のある高齢者問題である。これを自分のこととして関心をもつことは、近所の高齢者やその養護者と悩みを共有して問題を一緒に考えるきっかけともなる。高齢者の尊厳を守るために、一人ひとりが高齢者虐待防止法の趣旨をよく考えてみる必要がある。これは高齢者の人権宣言である。前出の「さくら苑」を運営する社会福祉法人は、苑長を解任、自宅謹慎中の職員二人は介護現場に戻さない処分を決めたという²⁴⁾。もって他山の石とすべきであろう。

注

- 1) 読売新聞2006年6月30日(電子版)、さらに、相川貴文「憲法と高齢者福祉」帝塚山大学心理福祉学部紀要第1号・2005年3月・1頁参照。
- 2) 朝日新聞2006年6月23日、相川前掲論文8頁参照。
- 3) 相川前掲論文8-9頁参照。
- 4) 介護疲れなどから生じる悲惨な事件を最近の記事から拾ってみても次のようなものがある。

京都市で、2月、54歳の長男が認知症の86歳の母親を殺害し、自殺を図ったとされる事件があった。介護の末に認知症の母を絞殺したとして、承諾殺人罪などに問われた京都市の男性に対して、京都地裁は7月21日、執行猶予付きの有罪判決を言い渡した(朝日新聞2006年8月5日)。

7月19日に奈良県香芝市・二上山で起きた妻殺害事件で、奈良地検葛城支部は8月9日、容疑者に承諾殺人罪を適用し、同罪で起訴した。妻はうつ病の初期症状が現れ、容疑者は心臓に不安があった。二人の荷物からは新聞の切抜きが大量に見つかり、その大半が認知症や介護といった高齢者をめぐる厳しい実態を伝える記事だったという(朝日新聞8月10日)。

「介護疲れ?夫婦無残 無理心中の疑い2件」(朝日新聞2006年8月22日)。

妻はアルツハイマー病で寝たきりの状態だったといい、「介護に疲れた」などと書かれた遺書も見つかったという(大阪市住吉区8月21日)。

妻は数年前から認知症だったといい、夫が長男に「妻の認知症で困っている」と打ち明けていたという(大阪府枚方市8月21日)。

神戸市で5月末、85歳の妻を絞殺したとして、89歳の夫が逮捕された。殺人罪に問われた被告の初公判が8月25日、神戸地裁で開かれ、妻の介護に疲れていった被告の様子が、検察側の冒頭陳述や家族らの証言で明らかになった(朝日新聞2006年8月26日夕刊)。
- 5) 相川前掲論文注29)参照。
- 6) 朝日新聞2006年6月23日。
- 7) 相川前掲論文9頁参照。
- 8) 相川前掲論文11頁。
- 9) 虐待の態様について、相川前掲論文8-9頁参照。
- 10) 田中寛之「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」ジュリストNo.1306・2006年2月15日(有斐閣)28頁によると、「経済的虐待を行う加害者について、養護者だけでなく高齢者の親族を対象としているが、これは、現に世話をしていない高齢者の親族であっても経済的虐待を行うことができ得る関係にあると考えたことによる」とされる。
- 11) 朝日新聞2006年8月6日。
- 12) 古橋エツ子「高齢者虐待の実態と法的対応の課題」法政論叢(日本法政学会)42巻2号296頁。
- 13) 毎日新聞2006年9月14日(電子版)。
- 14) 以上古橋エツ子前掲論文303頁。
- 15) 相川前掲論文11頁参照。
- 16) 古橋エツ子前掲論文304頁。
- 17) スウェーデンでは、「福祉にかかわるすべての介護職員は、高齢者および障害者が福祉の定めるなかで良い介護を受け、安心できる環境の中で生活がされているかを見守り、もし『好ましくない状況』が深刻であることに気付いた場合は、社会福祉委員会に届出の義務がある」と施設職員の届出義務を明記しており(好ましくない状況についての通報・「サーラ法」=「社会サービス法」第14章第2条)、この「届出は匿名であってはならないので、守秘義務違反とせず、かつ解雇されないように保護し、支援することも保障されている」という。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行と今後の課題

またドイツでは、「介護サービスの質を保証する法律」（2002年1月1日施行）は、「介護サービスの質を保証し、介護サービスを受ける人の権利を守ること、アルツハイマーなどの認知症高齢者介護に統一的な介護ネットワークの構築を図ることなどを目標としている。具体的には、州ごとに設置された第三者機関のメディカルサービスによって、在宅介護や施設介護に対して抜き打ち監査を実施することで保証している」という。また、「警察が、相談や虐待に関する情報を通報できる窓口となっており、基本的には、高齢者虐待を刑法上の犯罪と認識している」が、「失職への恐れや、通報した人は裁判時に証人として法廷に立たなければならないなどが危惧され、通報の義務化はされていない点が課題となっている」とされる。古橋エツ子前掲論文300-303頁。

- 18) 朝日新聞2006年8月6日。
- 19) 朝日新聞2006年8月15日。
- 20) 産経新聞2006年10月1日（電子版）。
- 21) 田中寛之前掲論文30頁参照。
- 22) 朝日新聞2006年6月25日。
- 23) 相川前掲論文11-13頁参照。
- 24) 朝日新聞2006年8月15日。